



答申第531号  
平成27年12月15日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成27年12月15日付け神戸市主固第1337号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

固定資産税賦課業務に係る住民基本台帳データの処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市に住所地を有する固定資産税の納税義務者が死亡した場合に、各市税事務所で迅速かつ効率的な相続人調査を行うため、対象者の住民基本台帳データを電子計算機処理することは不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

固定資産税賦課業務に係る住民基本台帳データの処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【固定資産税の納税義務者のうち、市内に住所地を有する過去1年内(※)に死亡した者の住民基本台帳データの項目(※初回については過去5年分)】

- ・住記個人番号
- ・カナ氏名
- ・漢字氏名
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・本籍地
- ・筆頭者